平成２３年（フ）第３７５号
滋賀県草津市南山田町100番地１
破産者　荒木　一道
１　決定年月日　平成24年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１６号
和歌山市湊桶屋町５番地　カルム17―201号
破産者　大東　　宏
１　決定年月日　平成24年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５６１号
和歌山市東高松１丁目３番44号、住民票上の住所和歌山県岩出市中島９番地の17
破産者　岡本　　弘
１　決定年月日　平成24年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６２０号
熊本市島崎４丁目５番14号
破産者　満永日出喜
１　決定年月日　平成24年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１０２号
熊本県八代市水島町2194番地、住民票上の住所熊本県八代市水島町2026番地２
破産者　岡山　　清
１　決定年月日　平成24年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第５５号
大分県速見郡日出町大字大神1402番地８
破産者　奈良輪正也
１　決定年月日　平成24年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
宮崎市一の宮町３番地３　清水ハイツ301号
破産者　枝本　博人
１　決定年月日　平成24年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３５９号
宮崎市一の宮町３番地３　清水ハイツ301号
破産者　枝本　芳子
１　決定年月日　平成24年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２２２４号
埼玉県川口市本蓮２丁目５番32号
破産者　田中　友晶
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４２３号
京都市伏見区深草大亀谷大山町50番地の８
破産者　堀内　有正
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９４号
滋賀県湖南市石部南１丁目１番53―205号、開始決定時の住所大津市桐生３丁目11番１号
破産者　山本　源次
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９５号
滋賀県湖南市石部南１丁目１番53―205号、開始決定時の住所大津市桐生３丁目11番１号
破産者　山本しず子
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９６号
大津市皇子が丘１丁目８番48―102号、開始決定時の住所大津市桐生３丁目11番１号
破産者　山本　祐聖
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９５０号
福岡市博多区博多駅南３丁目15番13―801号
破産者　峯﨑　　恵
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１６８３号
札幌市中央区北４条西12丁目１番地１　ダイアパレス植物園1202号、開始決定時の住所札幌市北区拓北２条１丁目４番５号
破産者　後小路　学
１　決定年月日　平成24年３月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７４７号
札幌市北区北31条西６丁目２番７号　ファイブスターハイツ56―202号
破産者　長谷川　誠
１　決定年月日　平成24年３月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９１３号
札幌市豊平区月寒西３条７丁目４番20―421号
破産者　小杉田　博
１　決定年月日　平成24年３月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９４２号
札幌市白石区平和通15丁目北７番13号　フェイス平和通206号
破産者　河田　尚之
１　決定年月日　平成24年３月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部